

区連会 資料 2-3

旭福第 3 1 3 8 号
令和 3 年 2 月 18 日

旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 山岸 弘樹 様

旭区福祉保健課長
小河内 協子

令和 3 年 民生委員・児童委員及び
主任児童委員の欠員補充の実施について（依頼）

立春の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、旭区福祉行政にご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年 12 月 1 日付で民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選では大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

現在、一斉改選、令和 2 年 8 月及び 1 2 月に候補者の推薦が無かった地区で欠員が生じています。

つきましては、関係する自治会町内会及び地区連合自治会町内会におかれましては推薦候補者の選出をお願い申し上げます。

なお、関係書類一式につきましては、該当する自治会町内会長様及び地区連合自治会町内会長様へ個別に郵送いたします。

最後に、旭区連合自治会町内会連絡協議会の皆様におかれましては、地域福祉推進のため民生委員・児童委員及び主任児童委員の選出について、お力添えくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

【添付資料】

令和 3 年民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

【問い合わせ先】

旭区福祉保健課
担当：江原、清水
電話：954-6101

令和 3 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。推薦にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分ご留意ください。

令和 3 年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 4 年 11 月 30 日）までとなります。

1 依頼事項

| | 自治会町内会 | 地区連合町内会 |
|----------------|---|--|
| 推薦の対象 | 民生委員・児童委員 | 主任児童委員 |
| 推薦人の選任 | ・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。 | ・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。 |
| 推薦準備会の開催 | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 |
| 開催時期 | 令和 3 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 3 年 3 月～4 月 令和 3 年 12 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 3 年 8 月～9 月 | |
| 書類の作成 区への提出 | ・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。 | |

2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) (連合) 地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合) 自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合) 地区推薦準備会が開催できないこととしております。

また、推薦準備会の会議開催においては、一部の方によって意思決定に影響を与えることなどが無いよう、公正な運営をお願いいたします。

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件（資料 4 参照））の確認をお願いします。

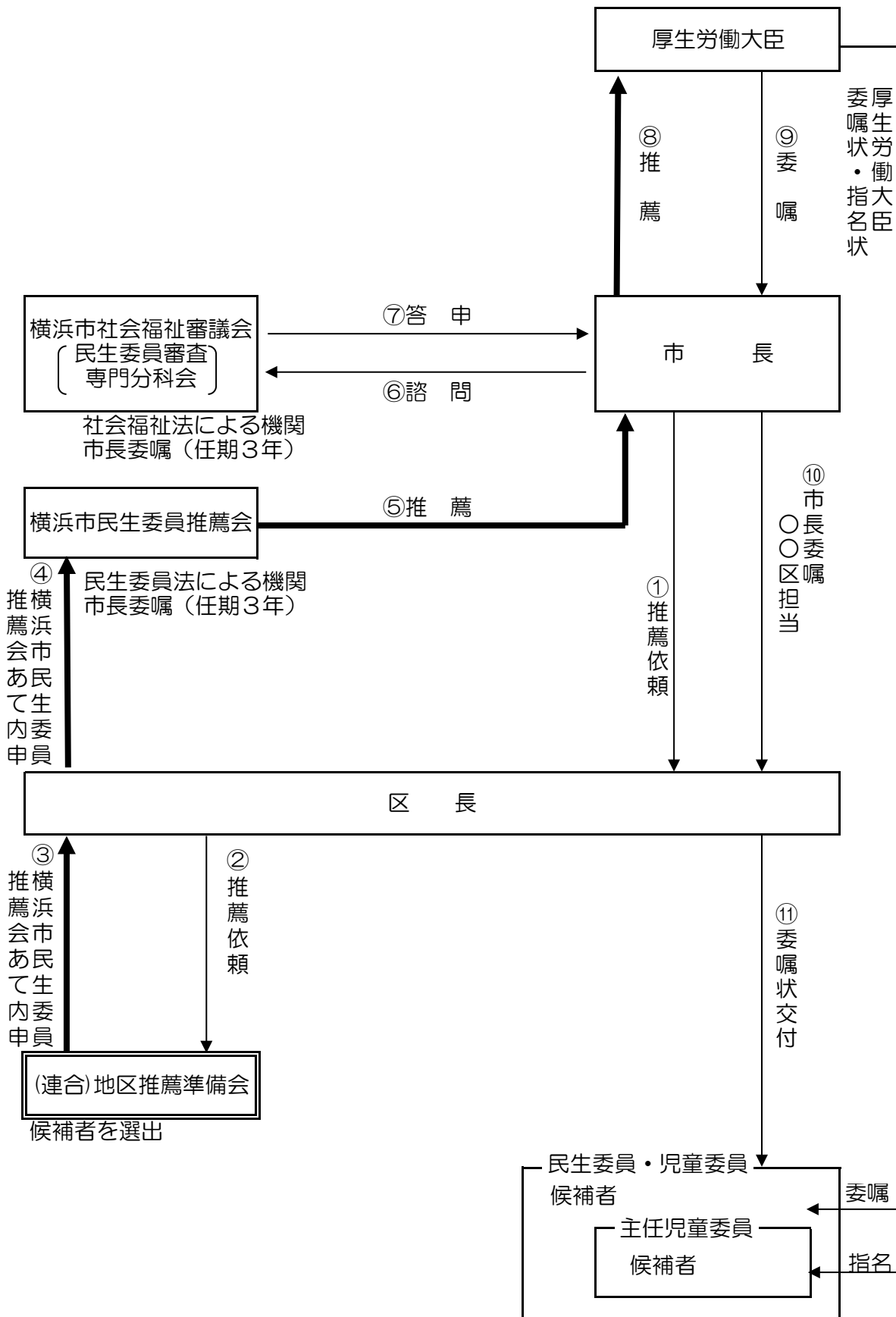
3 添付資料

- (1) 令和 3 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料 1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手續（資料 2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料 3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手續（資料 4）
- (5) 令和 2 年 12 月 1 日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧（資料 5）

令和3年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

| | | 令和3年7月1日付け委嘱 | 令和3年12月1日付け委嘱 |
|-----|----|--|--|
| | | ①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和3年 7月 1日から 令和4年11月30日まで | ①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和3年12月 1日から 令和4年11月30日まで |
| 2月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | 市連会協力依頼 | |
| 3月 | 上旬 | 区連会協力依頼 | |
| | 中旬 | 連合・地区へ推薦依頼 | |
| 4月 | 上旬 | 連合・地区推薦準備会開催 | |
| | 中旬 | | |
| 5月 | 上旬 | 区より市推薦会に候補者内申 | |
| | 中旬 | 市推薦会、市審査会開催 | |
| 6月 | 上旬 | 厚生労働大臣あて推薦 | |
| | 中旬 | | |
| 7月 | 上旬 | 令和3年7月1日付け委嘱 | |
| | 中旬 | | 連合・地区へ推薦依頼 |
| 8月 | 上旬 | | 連合・地区推薦準備会開催 |
| | 中旬 | | |
| 9月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | | |
| 10月 | 上旬 | | 区より市推薦会に候補者内申 |
| | 中旬 | | 市推薦会、市審査会開催 |
| 11月 | 上旬 | | 厚生労働大臣あて推薦 |
| | 中旬 | | |
| 12月 | 上旬 | | 令和3年12月1日付け委嘱 |
| | 中旬 | | |

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,400の方が民生委員・児童委員（約3,900人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(欠員補充・増員)

| | 民生委員・児童委員 | 主任児童委員 |
|-------------------------------|--|--|
| 1. 資格要件 | <p>横浜市会の議員の選挙権を有する 20 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取り扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方 | |
| ①適任者 | | |
| ②年齢要件 (基準日:委嘱日の属する年度の4月1日) | <p>◆新任 原則 68歳まで 候補者の選出が困難な場合、74歳まで</p> <p>◆再任・元職 74歳まで</p> | <p>◆新任 原則 54歳まで 候補者の選出が困難な場合、58歳まで</p> <p>◆再任・元職 原則 60歳まで 候補者の選出が困難な場合、64歳まで</p> |
| ③居住要件 | <p>原則、担当地域内に居住する方</p> | |
| 2. 任期 | <p>3年 令和4年11月30日まで</p> | |
| 3. 推薦主体 | 地区推薦準備会 | 連合地区推薦準備会 |
| ①設置の単位 | 主に自治会町内会を単位とします。 | 主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。) |
| ②構成 | 推薦人5～10人 | 推薦人5～10人 |
| ③構成員 (推薦人) | 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。 | 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。 |
| | <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p> | |

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和2年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料 5

| | 民生委員・児童委員 | | | | 主任児童委員 | | | | 合計 | | | |
|-------|-----------|-----|-------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-------|
| | 定数 | 現員数 | | | 定数 | 現員数 | | | 定数 | 現員数 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 |
| 計 | 4,193 | 969 | 2,989 | 3,958 | 529 | 28 | 473 | 501 | 4,722 | 997 | 3,462 | 4,459 |
| 鶴見区 | 304 | 79 | 217 | 296 | 34 | 10 | 24 | 34 | 338 | 89 | 241 | 330 |
| 神奈川区 | 283 | 53 | 215 | 268 | 36 | 2 | 32 | 34 | 319 | 55 | 247 | 302 |
| 西区 | 123 | 32 | 83 | 115 | 12 | 0 | 12 | 12 | 135 | 32 | 95 | 127 |
| 中区 | 165 | 31 | 120 | 151 | 26 | 3 | 19 | 22 | 191 | 34 | 139 | 173 |
| 南区 | 249 | 66 | 170 | 236 | 33 | 0 | 32 | 32 | 282 | 66 | 202 | 268 |
| 港南区 | 261 | 44 | 202 | 246 | 30 | 1 | 29 | 30 | 291 | 45 | 231 | 276 |
| 保土ヶ谷区 | 255 | 49 | 184 | 233 | 46 | 2 | 40 | 42 | 301 | 51 | 224 | 275 |
| 旭区 | 293 | 64 | 203 | 267 | 40 | 3 | 33 | 36 | 333 | 67 | 236 | 303 |
| 磯子区 | 213 | 42 | 153 | 195 | 20 | 1 | 17 | 18 | 233 | 43 | 170 | 213 |
| 金沢区 | 248 | 51 | 178 | 229 | 33 | 0 | 28 | 28 | 281 | 51 | 206 | 257 |
| 港北区 | 373 | 93 | 270 | 363 | 44 | 1 | 43 | 44 | 417 | 94 | 313 | 407 |
| 緑区 | 203 | 50 | 144 | 194 | 23 | 0 | 23 | 23 | 226 | 50 | 167 | 217 |
| 青葉区 | 298 | 53 | 230 | 283 | 32 | 0 | 30 | 30 | 330 | 53 | 260 | 313 |
| 都筑区 | 165 | 42 | 111 | 153 | 20 | 2 | 18 | 20 | 185 | 44 | 129 | 173 |
| 戸塚区 | 299 | 76 | 215 | 291 | 38 | 2 | 34 | 36 | 337 | 78 | 249 | 327 |
| 栄区 | 149 | 40 | 105 | 145 | 14 | 0 | 14 | 14 | 163 | 40 | 119 | 159 |
| 泉区 | 167 | 61 | 98 | 159 | 24 | 1 | 22 | 23 | 191 | 62 | 120 | 182 |
| 瀬谷区 | 145 | 43 | 91 | 134 | 24 | 0 | 23 | 23 | 169 | 43 | 114 | 157 |

* 定数は令和2年12月1日現在